

兵庫県公報

平成31年3月15日 金曜日 第3088号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成31年近畿地方整備局告示第28号） （下水道課）	3
○ 道路の指定（建築指導課）	4
○ 道路の位置指定（同）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	4
公 告	
○ 入札公告（広報戦略課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 落札者等の公示（管理課）	7
公安委員会規則	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	8

公布された法令のあらまし

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）
- 1 篠山市の名称が丹波篠山市に変更されることに伴い、兵庫県篠山警察署の交番及び駐在所の位置及び所管区域について、所要の整備を行うこととした。
 - 2 町名の変更に伴い、兵庫県垂水警察署多聞交番並びに兵庫県加古川警察署稲美交番及び本荘交番の所管区域並びに兵庫県西宮警察署生瀬交番の位置について、所要の整備を行うこととした。
 - 3 その他所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成31年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

須加院東土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 月 昭 義	姫路市香寺町須加院442番地
同	大 野 重 幸	同 市香寺町須加院616番地
同	壽 賀 孝	同 市香寺町須加院650番地
同	大 野 富 男	同 市香寺町須加院52番地
同	大 野 幸 秀	同 市香寺町須加院59番地

同	大 野 勝 彦	同	市香寺町須加院64番地
同	上 月 利 典	同	市香寺町須加院392番地 1
監 事	上 月 啓 介	同	市香寺町須加院528番地 1
同	大 野 弘 子	同	市香寺町須加院81番地



兵庫県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市西戸田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 口 泰 正	神戸市西区平野町西戸田360番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 口 匡	神戸市西区平野町西戸田178番地



兵庫県告示第222号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
佐用郡佐用町佐用3280番182及び3280番238の各一部
- 2 特定有害物質の名称
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第223号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年 3月 4日から同月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市大高洲町地内



兵庫県告示第224号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間

平成31年 3月 5日から同月31日まで

3 作業地域

尼崎市大物町一丁目地内



兵庫県告示第225号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

平成30年 3月24日から平成31年 1月31日まで

3 作業地域

姫路市夢前町古瀬畑地内



兵庫県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年 3月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年 3月15日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 黒田庄多井田線	西脇市黒田庄町喜多字シイノ301番1から 同 市黒田庄町岡字古門311番まで	旧	6.0から 16.0まで	254.0	
		新	9.0から 65.0まで	230.0	



兵庫県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（平成31年近畿地方整備局告示第28号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業 猪名川流域下水道

3 事業施行期間

昭和41年11月 7日から平成37年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。
平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30北播予定 0003号	31.3.4	小野市葉多町字長曾209番1の一部、209番1 地先里道水路、210番1の一部	12.0	25.0



兵庫県告示第229号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。
平成31年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30淡路位置 0010号	31.2.28	南あわじ市賀集福井字栗林483番1の一部、 541番1、541番1地先里道の一部、541番4	5.00～ 5.20	38.22



兵庫県告示第230号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例
第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。
平成31年 3月15日

神戸県民センター長 谷 口 賢 行

- 1 重要調整池の所在地
神戸市西区押部谷町細田字イカウジ119番外4筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社環境保全センター	神戸市西区神出町東字新内497	押 部 徹

公 告

入札公告

「兵庫県」関連テレビ露出調査に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。
平成31年 3月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 業務件名

「兵庫県」関連テレビ露出調査に関する業務

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31（2019）年4月1日（月）から平成32（2020）年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報戦略課広報戦略班 担当 高見

電話（078）362-9030

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成31年3月15日（金）から同月20日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成31年3月27日（水）午後3時 兵庫県2号館4階記者会見室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年3月26日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年3月26日（火）午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提

出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成31年3月20日（水）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年3月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール猪名川

所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目 1 番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ドルフィン特定目的会社

住所 東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号

代表者の氏名 松 澤 和 浩

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡 崎 双 一
株式会社キタムラ	高知市本町四丁目 1 番16号	北 村 正 志
株式会社大創産業 外29者	広島県東広島市西条町吉行東一丁目 4 番14号	矢 野 広 丈

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡 崎 双 一
株式会社キタムラ	高知市本町四丁目 1 番16号	浜 田 宏 幸
株式会社大創産業 外24者	広島県東広島市西条町吉行東一丁目 4 番14号	矢 野 靖 二

4 変更年月日

平成31年 1月20日ほか

5 届出年月日

平成31年 2月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成31年 3月15日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年 7月16日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年 3月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

平成31年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

3 落札者を決定した日

平成31年 3月 1 日

4 落札者の名称及び住所

永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21

5 契約単価（税抜）

B4 1,950円

- A 3 1,572円
- A 4 1,390円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成31年 1月18日

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月15日

兵庫県公安委員会
委員長 豊 川 輝 久

兵庫県公安委員会規則第 2 号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 兵庫県垂水警察署の部多聞交番の項を次のように改める。

多聞交番	垂水区多聞台 4 丁目	垂水区のうち 小東台 小東台東 多聞台 1 丁目から 5 丁目まで 多聞町（市道多聞小寺線東端線以東を除く。） 西脇 1、2 丁目 舞多聞西 1 丁目から 8 丁目まで 舞多聞東 1 丁目から 3 丁目まで
------	-------------	--

別表第 1 兵庫県西宮警察署の部甲武橋交番の項を次のように改める。

甲武橋交番	西宮市樋ノ口町 1 丁目	西宮市のうち 一里山町 段上町 6 丁目から 8 丁目まで 上中市 4、5 丁目 樋ノ口町 1、2 丁目 大島町 若山町 田近野町
-------	--------------	--

別表第 1 兵庫県西宮警察署の部生瀬交番の項を次のように改める。

生瀬交番	西宮市生瀬町 2 丁目	西宮市のうち 宝生ヶ丘 1、2 丁目 生瀬高台 花の峯 青葉台 1、2 丁目 生瀬東町 生瀬武庫川町 生瀬町 1、2 丁目 塩瀬町生瀬
------	-------------	--

別表第 1 兵庫県篠山警察署の部を次のように改める。

兵庫県篠山警察署

名 称	位 置	所 管 区 域
篠山交番	丹波篠山市黒岡	丹波篠山市のうち 東新町 西新町 南新町 北新町 乾新町 山内町 河原町 小川町 立町 呉服町 二階町 魚屋町 西町 池上 糯ヶ坪 京町 渋谷殿町 小多田 西八上 八上下 八上内 野間 東沢田 新荘 大熊 沢田 黒岡 寺内 佐倉 大谷 鷲尾 知足 丸山 藤岡奥 藤岡口 熊谷 郡家 筋山 東浜谷 西浜谷 今福 矢代 大野 野尻 有居 西岡屋 東岡屋 風深 吹上
畑駐在所	丹波篠山市畑宮	丹波篠山市のうち 和田 般若寺 大上 大淵 畑宮 瀬利 菅 今谷 奥畑 火打岩

雲部駐在所	丹波篠山市西本荘	丹波篠山市のうち 倉谷 春日江 佐貫谷 東本荘 西本荘 奥県守 県守 泉
日置駐在所	丹波篠山市日置	丹波篠山市のうち 野々垣 西荘 八上上 上宿 井ノ上 曾地口 曾地中 曾地奥 畑市 宮ノ前 日置 波々伯部 北島 畑井 小中 辻
後川駐在所	丹波篠山市後川上	丹波篠山市のうち 後川上 後川中 後川奥 後川下 後川新田
大芋駐在所	丹波篠山市中	丹波篠山市のうち 福井 小原 藤坂 中 三熊 小倉 宮代 市野々 立金 大藤
村雲駐在所	丹波篠山市小田中	丹波篠山市のうち 小田中 下篠見 上篠見 山田 垂水 小立 草ノ上 塩岡 細工所 井串 貝田 栃梨 向井
福住駐在所	丹波篠山市福住	丹波篠山市のうち 福住 川原 本明谷 安口 西野々 下原山 中原山 奥原山 安田 小野新 小野奥谷 箱谷 二之坪 藤之木 幡路
草山駐在所	丹波篠山市本郷	丹波篠山市のうち 本郷 川阪 遠方 桑原
河内駐在所	丹波篠山市宮田	丹波篠山市のうち 黒田 川北新田 川北 口阪本 西阪本 西谷 東木之部 西木之部 川西 高屋 宮田 下板井 上板井 小坂 乗竹 打坂 垣屋 高坂 倉本 坂本 栗柄 河内台
大山駐在所	丹波篠山市大山新	丹波篠山市のうち 追入 大山宮 石住 高倉 一印谷 長安寺 大山新 町ノ田 大山上 北野新田 北野 大山下 園田分 徳永 荒子新田
篠山口駅前交番	丹波篠山市大沢1丁目	丹波篠山市のうち 東河地 明野 西古佐 味間北 味間奥 味間南 味間新(国道176号東端線以東を除く。) 中野 大沢 大沢1、2丁目 大沢新 住吉台 初田 牛ヶ瀬
杉駐在所	丹波篠山市杉	丹波篠山市のうち 東吹 吹新 網掛 東古佐 西吹 味間新の一部(国道176号東端線以東) 杉
城南駐在所	丹波篠山市小枕	丹波篠山市のうち 宇土 岩崎 谷山 北 野中 小枕 真南条上 真南条中 真南条下 栗栖野
古市駐在所	丹波篠山市古市	丹波篠山市のうち 犬飼 南矢代 矢代新 波賀野 当野 見内 波賀野新田 古市 不来坂 住山 油井 草野 古森
今田駐在所	丹波篠山市今田町	丹波篠山市のうち 今田町

別表第1兵庫県加古川警察署の部稲美交番の項を次のように改める。

稲美交番	加古郡稲美町国岡1丁目	加古郡のうち 稲美町のうち 加古 中村 北山 中一色 和田 幸竹 森安 六分一 岡 国安 国安1丁目から4丁目まで 国岡 国北1、2丁目 国岡1丁目 から6丁目まで
------	-------------	--

別表第1 兵庫県加古川警察署の部本荘交番の項を次のように改める。

本荘交番	加古郡播磨町宮北3丁目	加古郡のうち 播磨町のうち 本荘 本荘1丁目から4丁目まで 北本荘1丁目から7丁目まで 東本荘1丁目から3丁目まで 宮北1丁目から3丁目まで 古宮 古宮1丁目から7丁目まで 二子の一部（西日本鉄道山陽新幹線敷 地北端線以南） 宮西 宮西1丁目から3丁目まで 新島 東新島
------	-------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 兵庫県篠山警察署の部の改正規定は平成31年5月1日から施行する。